

令和3年度(令和2年分)市民税・県民税(兼)国民健康保険税の申告について

令和3年度(令和2年分)の市民税・県民税の申告受付を下記に実施します。

例年、申告会場は混雑し、長時間待ちの状況となっております。今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として3密を避けるため、**郵送**での申告に協力をお願いします。

この申告は、前年1月～12月の所得等の状況について申告していただくもので、市民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるだけでなく、諸手当の支給や保育料の判定など各種手続きの基礎となる極めて重要なものです。

平成29年度以降の申告については、マイナンバーの記入が必要になりますので、申告書にマイナンバーカードの写し等の書類を添えて申告期間内に郵送、または申告会場で提出して下さるようお願いします。

○受付期間：令和3年**2月16日(火)**～**3月15日(月)**

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため

○所得税の確定申告

所得税の確定申告は、スマートフォンやパソコンから「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告をご利用ください。詳細は、石垣税務署へお問合せください。(※本誌5ページにも掲載。)

○市民税・県民税(兼)国民健康保険税の申告

申告書は、市民税・県民税申告が必要と思われる方へ、参考資料を添えて2月上旬に発送予定です。また、市役所ホームページ、税務課13番窓口または申告会場でも取得できます。

今年は、新型コロナウイルス感染防止対策として3密を避けるため、**郵送での申告に協力をお願いします**。申告書を自宅で記入し、必要書類を同封の上ポスト投函することで、申告会場で長時間待つことなく申告することができます。※郵送での申告についても期限は令和3年3月15日(必着)です。

【あて先】 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地 石垣市役所 税務課 市民税係 普通徴収担当 あて

会場で申告を希望する方

○申告受付の日程・会場

【日 程】 **令和3年2月16日(火)～3月15日(月)** 午前の部 9:00～11:30 / 午後の部 13:00～16:00

※休日の申告受付日は**令和3年2月28日(日)**のみとなります。

【会 場】 市役所2階 第1・2会議室(令和3年2月16日(火)～令和3年3月1日(月)の間は第2会議室のみ。)

○申告が必要な方

令和3年1月1日現在、石垣市にお住まいで次の項目のいずれかに該当する方

- (1) 事業(自営業、農業、漁業等)所得、不動産所得、雑所得、利子・配当所得、譲渡所得のある方
- (2) 給与所得者で給与所得の他に(1)の所得がある方、又は2ヶ所以上から給与を受けている方
- (3) 在職中又は退職した給与所得者で勤務先から石垣市へ給与支払報告書の提出がない方
- (4) 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、扶養等の各種控除を受けようとする方
- (5) 公的年金受給者で年金以外の給与所得や事業所得等がある方
- (6) 国民健康保険に加入している方、又は生活保護を受給している方
- (7) 所得のない方で諸手当の支給や所得証明書等の交付を受けようとする方

※土地・株式等の譲渡所得がある方や肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方、青色申告をする方、又は住宅借入金特別控除を初めて受ける方については、石垣税務署での確定申告が必要です。

○申告に関する留意事項

(1) 会場は混雑が予想されます。待ち時間を短くするため、申告書はご自宅で記入してください。添付書類や経費等がある場合は項目ごとに分類・整理し、合計額を計算する等、事前に準備をして来場ください。

※職員が代理で行うことはいたしません。

(2) 申告期限が近づくと大変混み合いますので、早期申告をお願いします。

(3) 申告期間中は、北側駐車場が混みますので第2駐車場(元消防署跡地)をご利用ください。

(4) **申告期間後の3月16日(火)から5月31日(月)までは、新年度の課税準備のため申告受付を停止します。申告受付の再開は、6月1日(火)からとなります。**

【問合せ】 市役所 税務課 市民税係 ☎ 87-9025(内線154・177)